

各地方運輸局長 殿

自動車局長

レンタカー型カーシェアリングにおける乗り捨て(ワンウェイ)方式の
実施に係る取り扱いについて

自家用自動車の有償貸渡し(以下、「レンタカー」という。)については、「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し(レンタカー)の取扱いについて」(平成7年6月13日付け自旅第138号)により、道路運送法第80条第2項の許可基準等を定めているところであるが、貸渡し形態の一つであるレンタカー型カーシェアリング(道路運送法第80条第2項の許可を受け、会員制により特定の借受人に対して、自家用自動車を業として貸渡すことをいう。以下同じ。)を乗り捨て(ワンウェイ)方式により行う場合については、下記のとおり取り扱うこととしたので、趣旨を十分に理解の上、管下の運輸支局等に周知徹底を図りたい。

記

1. 乗り捨て(ワンウェイ)方式によりレンタカー型カーシェアリングを行う場合、貸渡自動車についてIT等の活用により車両の貸渡し状況、整備状況等車両の情報を的確に把握することが可能であると認められるときには、事業者の従業員を配置していない道路外の駐車場において当該貸渡自動車の貸渡又は返還が行われるか否かを問わず、貸渡自動車の配置事務所とすることができるものとして許可等を行うこととする。
2. 乗り捨て(ワンウェイ)方式によりレンタカー型カーシェアリングを行う場合の貸渡自動車配置事務所については道路運送車両法第7条第1項第5号に定める「使用の本拠の位置」とすることができる。
3. なお、上記取扱いを踏まえた必要な事務処理については別途通知する。

附 則

1. 本通達は平成26年9月1日から実施する。